

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和36年11月4日、資格喪失日は40年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年11月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年7月までは1万4,000円、同年8月から39年7月までは1万8,000円、同年8月から40年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月ごろから40年3月21日まで

私は申立期間中、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、昭和36年11月ごろから、結婚のために退職した40年3月21日まで、申立事業所に確かに勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和36年11月4日から40年3月21日までの期間について、生まれ年が2年のみ相違するものの、申立人(旧姓)と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該原票において、申立人が挙げた元同僚2人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、その加入記録が申立期間の一部と重な

っていることが確認できる。

さらに、これらの元同僚は申立期間当時、申立人と一緒に申立事業所に勤務していたこと及び申立人と同姓の従業員は他にいなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人に係る記録であると認められることから、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、昭和36年11月4日に取得し、40年3月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和36年11月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年7月までは1万4,000円、同年8月から39年7月までは1万8,000円、同年8月から40年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月1日、資格喪失日を43年8月1日、及び同日付けで全喪した当該事業所が改めて適用事業所となったA社における資格取得日に係る記録を同年8月1日、資格喪失日を44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、41年5月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から43年7月までの期間及び同年8月から44年7月までの期間は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から44年8月1日まで

私は申立期間において、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立期間中に申立事業所から交付された昭和41年10月1日付けの部長職への辞令を持っており、また、当時の元社長と元同僚から、申立期間において私が当該事業所に勤務していたことを認める証明書をもっている。当時の元同僚には厚生年金保険の加入記録があるとのことであり、私だけが厚生年金保険へ加入していなかったとは考えられない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立事業所発行の辞令、申立期間当時の元社長及び複

数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立事業所の元社会保険事務担当者は、申立期間当時、本社勤務の従業員はすべて厚生年金保険に加入していたと供述している上、経理事務を担当していたとする元同僚は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思うと供述している。

さらに、申立人及び申立事業所の元同僚はいずれも、申立期間当時、申立人が部長であった所属部には申立人を含め9人程度の在籍があったと供述しているところ、このうち、社会保険庁のオンライン記録等で在籍が確認できた元同僚8人全員には、申立期間を含め、入社時から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同じ部長職である元同僚の標準報酬月額から、昭和41年5月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から43年7月までの期間及び同年8月から44年7月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成12年6月1日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているものの、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月から44年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月16日から同年11月1日まで  
社会保険事務所に照会したところ、A社における私の厚生年金保険の加入記録は、申立期間後の平成7年11月1日からとなっているとのことであった。

しかし、私は当該事業所における平成7年8月分から8年1月分までの給与明細票を保管しており、当該明細票では7年8月分を除き、厚生年金保険料が控除されていることが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、申立人は、申立期間を含む平成7年7月21日から8年2月2日までの間、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する申立事業所の給与明細票については、元同僚が保管するもの同一の形状であり不自然な点は無く、平成7年9月分から8年1月分までの同明細票において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、給与の支給対象期間は、支給月の前月16日から当月15日までとなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細票で確認できる給与総額に見合う18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から12年3月まで

申立期間については、平成12年4月ごろに社会保険事務所で6年間分の国民年金保険料の未納を確認し、そのうちの2年分の保険料31万円ほどを当時、同居していた現在の妻の郵便貯金通帳から引き出して、納付したことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻の郵便貯金から56万円を引き出し、うち31万円ほどを2年分の国民年金保険料として納付した。」と述べているところ、申立人の妻が所有する郵便貯金通帳から、当該金額と同額の貯金が引き出された日付は平成12年7月1日であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険事務所に保管されている国民年金保険料の領収済通知書により、申立期間中の平成10年10月分の国民年金保険料が、平成12年11月30日に納付されていることが確認でき、当時の社会保険庁の事務処理において、別の基礎年金番号に基づく国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難く、当時、申立期間の一部については未納であったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの期間及び37年9月から48年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年7月まで  
② 昭和37年9月から48年5月まで

私は、昭和36年4月に市役所で国民年金の加入手続をし、以後、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②直後の昭和48年6月20日に国民年金の被保険者資格を任意取得していることが確認できることから、申立期間の大半は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が明確でなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、区役所の相談窓口で 10 数万円の未納があると言われたことを記憶している。どのようにして国民年金保険料を納付したかは覚えていないが、未納の国民年金保険料額を知らされて、納付していないことは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、区役所の相談窓口で 10 数万円の未納があると言われた記憶がある。」と述べているが、当該金額は、申立期間の国民年金保険料額と大きく相違している上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から45年9月まで

私は、昭和39年12月に会社を退職後、帰郷し、42年2月に結婚した。国民年金の加入手続等についての記憶は無いが、私の妻については、43年1月から平成3年6月に死亡するまで国民年金保険料が納付済みとされているのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月13日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月23日に払い出され、以後、平成3年6月に死亡するまで国民年金保険料を完納していることが確認できるものの、申立人については、当該期日及びその前後においても、国民年金記号番号払出簿に申立人の名前を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金の加入手続、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は明確でなく、加入状況、納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から33年8月5日まで

私は、昭和30年1月1日から36年11月1日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和33年8月5日との説明を受けたが、私は申立期間当時も、会社から健康保険証をもらっていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所が適用事業所となったのは、申立期間後の昭和33年8月5日であることが確認できる上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの同年8月5日となっていることが確認できるのみである。

また、元同僚自身は、昭和32年8月ごろ申立事業所に勤務し始め、この時点では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、その後、従業員からの処遇に関する要求があり、適用事業所となった旨の供述をしている。

さらに、申立事業所は、昭和58年8月1日付けで適用事業所ではなくなっている上、元事業主等とは連絡が取れず、申立期間当時の関係資料、供述等を

得ることができないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。